

条 例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第三十六号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項第一号中「十七万二千五百五十円」を「十七万七千九百五十円」に改め、同項第二号中「七万七千八百九十円」を「八万二千二百九十円」に改め、同項第三号中「八万六千二百八十円」を「八万八千九百八十円」に改め、同項第四号中「三万八千九百円」を「四万六百元」に改める。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「六、三四〇円」を「六、六一八円」に、「八、〇八五円」を「八、二八三元」に、「九、六四〇円」を「九、七九五円」に、「一〇、八一〇円」を「一〇、九二三円」に、「一一、六四五円」を「一一、七一八円」に、「一二、三八八円」を「一二、四三八円」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「五、三四〇円」を「五、五六八円」に、「六、三一〇円」を「六、四七〇円」に、「六、九二五円」を「七、〇三八円」に、「八、〇二八円」を「八、〇九三元」に、「八、九〇八円」を「八、九五〇円」に、「九、三七〇円」を「九、三九八円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第七条の二第二項の規定は、令和六年四月一日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

3 改正後の別表の規定は、令和五年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。